

仕 様 書

1. 案件名称

都島区役所内タイルカーペット交換業務委託

2. 業務内容

区長室及び区長応接室内におけるタイルカーペットの交換（張替）を実施する。

3. 履行場所

大阪市都島区役所 2階 区長室・区長応接室

（所在地：大阪市都島区中野町 2-16-20）

4. 履行期限

令和8年8月31日（月）

※ 履行期間については、本市担当者と受注者の事前協議により定めることとする。

5. 作業時間

原則土・日・祝日の9時から17時までの間とし、遅くとも17時までに片付け及び退去を終わらせること。

6. 場所及び面積

エリア区分	面積（タイルカーペット枚数）
区 長 室	24 m ² (96 枚)
区長応接室	36 m ² (144 枚)
合 計	60 m ² (240 枚)

7. 特記事項

- (1) 材料費の内、タイルカーペット 180 枚は発注者が準備する。完成に必要な残り 60 枚の材料については、支給されるタイルカーペットを参考に準備すること。

支給品【株式会社サンゲツ製 CARPET TILE NT-700 F-eco（品番 NT-70082）】

支給品以外の材料費（240 枚のタイルカーペットを張替える接着剤等含む）、加工費、諸費用はすべて契約金額に含めるものとする。

- (2) 消防法に基づき、燃えにくく燃え広がりにくい性能を持つ製品に付けられる「防災ラベル(防災表示)」を、1 室ごとに準備すること。

- (3) 見切り材は従来品（既存）にて仕上げること。
- (4) 事務用机等、手作業で動かせるものについては、受注者が移動作業を行うこと。また、作業後は元の状態に再設置すること。
- (5) タイルカーペットの交換に伴って発生した既存タイルカーペット、梱包材、接着剤の容器等（産業廃棄物）の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する電子マニフェストシステムを使用し行うこと。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、電子マニフェストシステムの使用ができない場合は紙マニフェスト（産業廃棄物処理票）を用いて産業廃棄物の処理をすること。
- (6) 受注者は、交換作業について、工程・位置などを事前に本市担当者と協議し、承認を得てから実行すること。移動できない家具があった場合、タイルカーペットを切って対応することも可能とする。
- (7) 受注者は、作業にあたっては、必要に応じて養生し、万が一、受注者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等については、受注者の責任において処理すること。消防法、労働安全衛生法その他関連法律、条例、規則等を遵守すること。
- (8) 作業に要する電気、上下水道は同施設より無償提供とする。
- (9) 施設の敷地内及び周辺（道路・広場・公園・その他の公共の場所）では禁煙とする。
- (10) 受注者は、業務完了報告書（業務内容がわかる作業着手前、作業中及び作業完了後の写真をカラーで撮影〈89 mm×127 mm程度のサイズ〉した、案件名称、撮影日時、撮影場所、被写体の説明等がわかる写真報告書）を作成し、提出すること。
- (11) エレベータは使用可能であるが、ドア部 900×2100、かご内 1400×1350×2350(mm) である。
- (12) 業務の履行に際し、不明点や疑義等が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本市担当者及び受注者間の協議により処理するものとする。

8. 再委託の制限

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 仕様書「2.業務内容」に規定する業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものに

については、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9. 事業担当

大阪市都島区中野町2-16-20

都島区役所総務課（庶務）栗田・黒岩

電話：06-6882-9625 FAX：06-6352-4558